
平成28年第1回玖珠町議会定例会会議録(第5号)

平成28年3月25日(金)

1. 議事日程第5号

平成28年3月25日(金) 午前10時開議

- 第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 第 2 陳情の取下げについて
 - 第 3 追加議案の上程
 - 第 4 町長の提案理由の説明
 - 第 5 追加議案の質疑
 - 第 6 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第 7 討論
 - 第 8 採決
 - 第 9 議員派遣について
 - 第10 委員会の継続審査の付託について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)
 - 日程第 2 陳情の取下げについて
 - 日程第 3 追加議案の上程
 - 日程第 4 町長の提案理由の説明
 - 日程第 5 追加議案の質疑
 - 日程第 6 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 日程第 7 討論
 - 日程第 8 採決
 - 日程第 9 議員派遣について
 - 日程第10 委員会の継続審査の付託について
-

出席議員（14名）

1 番	松 下 善 法	2 番	大 野 元 秀
3 番	小 幡 幸 範	4 番	松 本 真由美
5 番	中 尾 拓	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	宿 利 忠 明
9 番	石 井 龍 文	10番	河 野 博 文
11番	高 田 修 治	12番	藤 本 勝 美
13番	繁 田 弘 司	14番	秦 時 雄

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	帆 足 浩 一	議事係 長	小 野 英 一
-------	---------	-------	---------

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	教 育 長	秋 吉 徹 成
総務課 長	麻 生 太 一	まちづくり 推進課 長	穴 本 芳 雄
総合戦略室長	衛 藤 正	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
税務課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
住民課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長	梅 木 良 政
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局 長	湯 浅 詩 朗	商工観光振興 課 長	村 木 賢 二
会計管理者兼 会計課 長	本 松 豊 美	人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六
教育総務課長兼 新中学校開校 推進室 長	長 尾 孝 宏	学校教育課長	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	渡 辺 克 之	監 査 委 員	河 野 好 美
行政係 長	和 田 育 男		

上 程 議 案

- | | |
|--------|-------------------------|
| 議案第52号 | 玖珠町監査委員の選任について |
| 議案第53号 | 玖珠町農業委員会の委員の任命について（その1） |

議案第54号	玖珠町農業委員会の委員の任命について（その2）
議案第55号	玖珠町農業委員会の委員の任命について（その3）
議案第56号	玖珠町農業委員会の委員の任命について（その4）
議案第57号	玖珠町農業委員会の委員の任命について（その5）
議案第58号	玖珠町農業委員会の委員の任命について（その6）
議案第59号	玖珠町農業委員会の委員の任命について（その7）
議案第60号	玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第61号	平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）

午前10時00分開議

○議長（秦 時雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますよう御協力願います。

本日の会議に、執行部につきましては、副町長、小幡岳久君が病氣療養のために、欠席の届けが提出されております。また、同じく執行部につきましては、総合戦略室長、衛藤 正君が所要のため、途中退席の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について

○議長（秦 時雄君） 日程第1、日程変更について議題とします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長河野博文君。

○議会運営委員長（河野博文君） 皆さん、おはようございます。

本日、町長より追加議案並びに陳情者より陳情の取り下げの申し出がありましたので、3月25日の午前9時30分より議会運営委員会を開催しましたので、その協議の結果について御報告いたします。

追加上程されます案件は、議案第52号、玖珠町監査委員の選任について、議案第53号から議案第59

号の7議案については、玖珠町農業委員会委員の任命について、議案第60号、玖珠町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第61号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）の10議案について執行部より説明をいただき、議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。また、今定例会に総務文教民生常任委員会に審査の付託をしておりました陳情第2号の取り下げが議長宛てに提出されております。

その結果、追加議案の10議案並びに陳情の取り下げ1件については、本日お手元にお配りしております日程表のとおり日程を追加し、本日の日程で上程、議案質疑、討論、採決、お願いしたいと思っております。

どうか趣旨を御理解いただき、慎重なる御審議をお願い申し上げて、議会運営委員会の協議の結果について報告を終わります。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ただいま議会運営委員会委員長より、委員会協議の結果について報告がありましたが、お手元にお配りしております日程表のとおり変更することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程については、変更することになりました。

日程第2 陳情の取下げについて

○議長（秦 時雄君） 日程第2、陳情の取下げについて議題とします。

陳情第2号、公共工事に伴う町内業者への発注機会の拡大を求める陳情書については、本定例会において総務文教民生常任委員会に審査の付託をしていましたが、平成27年3月15日付で陳情の取り下げが別紙のとおり提出されています。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳情第2号の取り下げの件について、これを許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号の取り下げの件については、これを許可することに決しました。

日程第3 追加議案の上程

○議長（秦 時雄君） 日程第3、追加議案の上程を行います。

議会運営委員長の報告のように、議案第52号から議案第61号の10議案については、本日の日程の中

で上程及び質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加されました議案第52号から議案第61号までの10議案は上程することに決定しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

帆足事務局長。

訂正をお願いします。

陳情の取り下げについて、この日付がですね私が27年3月15日付ということで申し上げましたけども、これは間違いでありまして、平成28年3月15日付の陳情の取り下げということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局長（帆足浩一君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第52号、玖珠町監査委員の選任について。

議案第53号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その1）。

議案第54号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その2）。

議案第55号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その3）。

議案第56号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その4）。

議案第57号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その5）。

議案第58号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その6）。

議案第59号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その7）。

議案第60号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について。

議案第61号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）。

以上の10議案であります。

日程第4 町長の提案理由の説明

○議長（秦 時雄君） 日程第4、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） おはようございます。

本日、平成28年第1回玖珠町議会定例会に追加議案をお願いいたしましたところ、日程変更のお取り計らいをいただき、上程のための御配慮いただきましたこと、まことにありがとうございます。

本日御提案申し上げます追加議案10件につきまして、提案理由の説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

お手元にお配りしております追加議案集の1ページをお開きください。

議案第52号は、玖珠町監査委員の選任について、議会の議決を求めるものでございます。本議案は、玖珠町議会議員のうちから選任される玖珠町監査委員の繁田弘司氏の後任の玖珠町監査委員として、玖珠町大字塚脇399番地の2、高田修治氏を選任したいので、提出するものでございます。なお、うぐいす色の表紙の上程議案の参考資料集の1ページに、御本人の略歴を記載しておりますので、御参照してください。

議案第53号から第59号までの7議案は、玖珠町農業委員会委員の任命について（その1）から（その7）まででございます。

議案集の2ページから8ページを御覧ください。

この議案は、昨年の12月議会定例会で議決いただきました玖珠町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてにより、農業委員会を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。任命する農業委員の人数は7名でございます。

議案集の2ページから8ページまでに、任命する農業委員の方々を記載しておりますので、住所及び氏名を読み上げさせていただきます。

議案集2ページ、議案第53号、玖珠町大字岩室589番地、安藤慎八氏。

議案集3ページ、議案第54号、玖珠町大字太田3643番地の23、井上頼勝氏。

議案集4ページ、議案第55号、玖珠町大字四日市2142番地、梶原光宏氏。

議案集5ページ、議案第56号、玖珠町大字山浦2084番地の2、河野千代美氏。

議案集6ページ、議案第57号、玖珠町大字四日市676番地、園田龍馬氏。

議案集7ページ、議案第58号、玖珠町大字小田893番地の1、武石むつ子氏。

議案集8ページ、議案第59号、玖珠町大字小田147番地の1、原孝芳氏でございます。

なお、農業委員の任期は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間となっております。また、うぐいす色の表紙の上程議案の参考資料集の2ページから8ページに、御本人の承諾を得まして、7名の方々の略歴を記載しておりますので、御参照してください。

議案集の9ページをお開きください。

議案第60号は、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。この議案は、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、寶珠とし子氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となるため、後任の委員として、玖珠町大字戸畑1727番地の1、齋藤ひろ子氏を玖珠町固定資産評価審査委員会の委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会は、地方自治法第180条の5第3項及び地方税法第423条の第1項の規定に基づき市町村に設置され、固定資産税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定その他の事務を執行する機関でございます。固定資産の価格は、固定資産税に重大な影響を持つものであることから、審査の公平を期すため、これを市町村長に処理させることとせず、個別の独立した合議制の機関で慎重に審査決定することとされたものでございます。

なお、委員の任期は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。また、うぐいす色の表紙の上程議案の参考資料集9ページに、御本人の承諾を得まして、略歴を記載していますので、御参照してください。

最後に、議案第61号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

まず、1ページ目でございます。

一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,711万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億1,550万6,000円といたすものでございます。

今回の補正は、地方創生加速化交付金事業として4,411万7,000円、地方創生先行型交付金事業の増額として300万、特定防衛施設周辺整備調整交付金の調整を行うものでございます。

3ページをお開きください。

3ページの第1表歳入歳出予算補正であります。歳入につきましては、今回、11款地方交付税、15款国庫支出金、4ページにございます16款県支出金を補正しております。

7ページをお開きください。

7ページの歳出につきましては、今回、7款商工費、9款消防費、10款教育費を補正しております。

9ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきましては、地方創生加速化交付金事業の3事業を追加するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書、歳入につきまして御説明申し上げます。

予算書の13ページが歳入となっております。

11款1項1目地方交付税226万1,000円の増額は、今回の補正に伴う所要財源を確保するため、普通交付税を計上するものでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金3,985万6,000円の増額は、地方創生先行型交付金の増額と地方創生加速化交付金を計上するものでございます。

16款2項6目商工費県補助金500万の増額は、地方創生ものづくり産業地域連携推進事業を計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

14ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費1,000万円の増額は、地方創生加速化交付金事業で実施する地方創生ものづくり産業地域連携推進事業補助金を計上するものでございます。

7款1項3目観光費3,711万7,000円の増額は、地方創生加速化交付金事業で実施する移住定住促進事業費の計上や、九重町との連携事業と位置づけて実施するインバウンド観光推進事業費の計上、地方創生先行型交付金事業で実施する玖珠町ランドデザイン事業の補助金を計上するものでございます。

15ページを御覧ください。

9款1項3目消防施設費の減額と10款1項4目教育向上対策費の増額につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の調整によるものでございます。

以上が、議案第61号、一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。

本日、追加提案いたしましたのは、人事案件9件、補正予算案件1件、合計10議案でございます。

以上で、平成28年第1回玖珠町議会定例会に追加上程させていただく議案の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第5 追加議案の質疑

○議長（秦 時雄君） 日程第5、追加議案の質疑を行います。

議案第52号は、玖珠町監査委員の選任同意であります。

本案は、11番高田修治君の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により11番高田修治君の退席を求めます。

（高田修治君退席）

○議長（秦 時雄君） 議案第52号、玖珠町監査委員の選任について、質疑はありますか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第52号の質疑を終了します。

高田議員、着席をお願いします。

（高田修治君着席）

○議長（秦 時雄君） 次に、議案第53号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その1）について、質疑はありますか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その2）について、質疑はありますか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第54号の質疑を終了します。

次に、議案第55号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その3）について、質疑はありますか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第55号の質疑を終了します。

次に、議案第56号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その4）について、質疑はありますか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第56号の質疑を終了します。

次に、議案第57号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その5）について、質疑はありますか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第57号の質疑を終了します。

次に、議案第58号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その6）について、質疑はありますか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第58号の質疑を終了します。

次に、議案第59号、玖珠町農業委員会の委員の任命について（その7）について、質疑はありますか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第59号の質疑を終了します。

次に、議案第60号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、質疑はありますか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第60号の質疑を終了します。

次に、議案第61号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第7号）について、質疑はありますか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

議案第61号の質疑を終了します。

日程第6 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（秦 時雄君） 日程第6、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務文教民生常任委員会の報告を求めます。

総務文教民生常任委員会委員長石井龍文君。

○総務文教民生常任委員長（石井龍文君） おはようございます。

総務文教民生常任委員会報告を行います。

平成28年第1回玖珠町議会定例会において、総務文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案16件について、3月14日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第8号 玖珠町行政不服審査会条例の制定について

本案は、改正行政不服審査法が本年4月1日施行されることにより、行政不服審査に伴う町の審査に対し、諮問、答申を行う第三者機関として玖珠町行政不服審査会を設置するため、提出されたものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）第3条、委員3人以上6人以内の根拠は何か。

（答）大分県が設置した審査会の委員が「3人以上6人以内をもって」となっておりまして、県のほうの人数に合わせました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、関係条例の整備を行うため、提出されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第13号 玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

本案は、個人番号の利用及び提供について、番号法別表に記載されていない町営住宅等の管理に関する事務で、個人番号の利用を行うことができるように定めるため、提出されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第14号 玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたため、提出されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第15号 玖珠町職員の分限に関する条例の一部改正について

本案は、地方公務員法の改正により、分限事由を明記するため、提出されたものです。

執行部より、4月1日より人事評価制度がスタートします。制度改正に合わせ、人事評価制度に伴う文言の追加をしようとするものが主なものでありますと説明がありました。

（賛成の討論）分限事由を明確にしたことは大変よいことと思います。客観性に基づき、分限性を求める制度の一部改正は望ましいことであり、この制度を活かしてもらいたい。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第16号 証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、関係条例の整備をするため、提出されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第17号 玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、町長、副町長及び教育長の給与について、行財政改革の一環として1年間それぞれ減額するため、提出されたものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 将来のビジョンをもって取り組んでいるのか。

(答) 平成28年度に行財政改革方針を策定する予定です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

8 議案第18号 玖珠町職員の給与に関する条例等の一部改正について

本案は、地方公務員法の改正及び通勤手当の支給範囲の見直し、玖珠町職員の月額給料差額を国に先駆け不支給とするため、提出されたものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 国の基準を先取っての減額と思うが、年間どのぐらいの額になるのか。

(答) 約70名が対象で、およそ700万円の削減になります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第19号 玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について

本案は、町長、副町長及び教育長の大分県内出張時の日当について、行財政改革の一環として当分の間支給しないこととするため、提出されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

10 議案第20号 玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、町営豊後森駅駐車場の一般駐車料金を見直し、駐車場の運営改善を図るため、提出されたものです。

執行部より、現在2時間まで無料で運営していますが、「ななつ星」の通過や「或る列車」との同時停車などで利用者がふえ、経費等を考慮して利用料金の見直しを行いたいとの提案でありますと説明がありました。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) どのぐらい効果があるのか。2時間400円は高い駐車料金ではないかと思うが、変更のメリットがあるのか。

(答) 効果につきましては資料を持っていません。私どもが知る限り、主要な駅の周囲については有料です。これまでは2時間無料でしたが、利用者がふえ経費がかかるため、今回はこういった内容に改正させていただきたい。

(問) 商店に無料券を出す金額の経費がかかるのではないかと。また警備会社への経費がかなりかかっているのでは、無料にして経費がかからなくしてはどうか。

(答) 商店街の方に対する経費については、大きな変更はないと思っております。防犯経費につきましては、夜間職員がいなくなるため、何らかの警備体制が必要であり、事故等に対し、夜間、早朝を問わず対応していただいているので警備は必要だと思っております。

(賛成の討論) 過去、無料開放していたとき、長期滞在していて駐車場の整理ができないことがあり、有料化にして整理をしてきたと思います。無料時間は短くなりましたが、商店街への買い物、飲食につきましては、無料券を発行していただけるわけですので、この議案には賛成です。

審査の結果、本案は妥当なものであり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

11 議案第22号 玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について

本案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正による対象資産の取得価額要件等の見直しに必要な所要の改正及び地域再生法の規定により、大分県が主体となって作成した認定地域再生計画に基づき、対象事業者が取得した資産に対して固定資産税の不均一課税を行うことを可能とするため、提出されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第23号 玖珠町手数料条例の一部改正について

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、関係条例の整備を行うため、提出されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 議案第24号 玖珠町使用料条例の一部改正について

本案は、玖珠町総合運動公園のトレーニングルーム使用に伴う使用料を設定するため、豊後森機関庫公園の多目的ホール（機関庫ミュージアム）開設に伴い、使用料を徴収するため、また玖珠町お試し暮らし住宅設置に伴い、使用料を定めるため、提出されたものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) トレーニングルームの使用時間について、指定はないのか。

(答) 規定で定めたいと考えています。基本的には、午後と夜間で、1回の使用を3時間ワンセット200円と考えています。

(問) 町長は12月定例議会で、町は委託せず独立採算との答弁をされたが、方向性が変わったのか。

(答) 指定管理の前にどのぐらいの経費となるのかわからないので、1年間の運営を考えています。

(問) 玖珠町お試し暮らし住宅の1カ月3万円の根拠は。

(答) 短期間なので滞在費は無料とし、光熱水費等の見込み額を家賃として設定しました。

審査の結果、本案は妥当なものであり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

14 議案第27号 玖珠町立幼稚園の保育料徴収条例の一部改正について

本案は、保育料の徴収方法の変更及び子ども・子育て支援法の改正により、関係条例の整備を行う

ため、提出されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

15 議案第30号 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業玖珠町健康ウォーク推進事業活動量計購入契約について

本案は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業玖珠町健康ウォーク推進事業活動量計購入にかかわる契約を締結するため、玖珠町有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 今後の取り組みについて対策があるのか。

(答) 自治会単位の健康教室開催と事業所への呼びかけ、及びこれまでどおりB&G等での登録を考えています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

16 議案第39号 玖珠町と日田市との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議について

本案は、玖珠町と日田市との間で協議により規約を定め、証明書等の交付等にかかわる事務を相互に委託するため提出されたものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務文教民生常任委員会に付託を受けました議案16件について、審査結果の報告を終わります。

○議長(秦 時雄君) 総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番(小幡幸範君) 3番小幡です。

議案第20号について伺います。駐車料金30分以内を無料にすることについて、商店街関係者への賛同は得ているのか、確認を行ったのかを伺います。

○議長(秦 時雄君) 総務文教民生常任委員会委員長石井龍文君。

○総務文教民生常任委員長(石井龍文君) ただいまの質問について、そのような議論は行っておりません。

○議長(秦 時雄君) ほかにありませんか。

11番高田修治君。

○11番(高田修治君) 大変議案が多かったわけですが、今の議案第20号についても一つ質問をいたしたいと思います。

常任委員会で決定されたことは、当然他の常任委員会は尊重していくことになっております。そういうことで思っておりますが、特にですね今回賛成多数になっていきますね、第20号。このときの反対をされた方が多分複数おられると思うんですけども、少数意見の留保という手続があるんですが、それはされていないと思います。そうしますと、私たちは判断する材料が非常にないわけですね。

それで、あえてお聞きしますけれども、反対された方といいますか、反対される中身はどのようなことが一番あったのか、どういう意見があったのか、もしはっきりした反対意見が出ておれば、お知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（秦 時雄君） 委員長石井龍文君。

○総務文教民生常任委員長（石井龍文君） お答えします。

無料にしたほうがいいのかという意見が出ました。反対者は2名でありまして、そういう質問がありました。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかにございませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設まちづくり常任委員会の報告を求めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設まちづくり常任委員長（藤本勝美君） おはようございます。

産業建設まちづくり常任委員会報告を行います。

平成28年第1回玖珠町議会定例会において、産業建設まちづくり常任委員会に審査の付託を受けました議案20件、陳情1件について、3月15日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、陳情第3号、町道認定について（下泊里集落内道路の町道認定）の現地調査を行い、調査終了後、委員会次第により審査をいたしました。

1 議案第2号 玖珠町過疎地域の自立促進計画の策定について

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限（平成28年3月31日まで）が5年間延長されたことにより、引き続き総合的かつ計画的な対策を実施し、過疎地域の自立促進を行うための計画作成であります。

主な質疑応答は報告書のとおりでございます。議席に配付してあるとおりでございますので、御一読願いたいと思います。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第3号 辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画の策定について

議案第4号 辺地（片草辺地）に係る総合整備計画の策定について

議案第5号 辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画の策定について

議案第6号 辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画の策定について

議案第7号 辺地（古後辺地）に係る総合整備計画の策定について

本議案は、辺地にかかわる公共施設の総合的かつ計画的な整備促進を行うための計画策定であります。本町には、日出生、片草、山浦、大野原、鏡、古後の6カ所が辺地に指定されていますが、今回

は山浦を除く5カ所の計画策定であります。議案の内容が一緒であることから、一括して審査を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

(問) 事業の実施年度、優先順位を定めているのか。

(答) 3カ年計画で事業は定めておりますが、過疎債より辺地債が財政上有利であることから、事業実施の時点では優先的に辺地債を利用しております。

議案第3号から議案第7号を一括して採決をいたしました。審査の結果、本5議案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第9号 玖珠町企業立地促進条例の制定について

本案は、玖珠町における雇用機会の拡大と地域振興に当たり、企業への支援施策を整備し、優良企業の誘致促進及び町内企業の事業拡大を積極的に推進するための制定であります。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 項目に畜産関係がないようであるが、どうしてか。

(答) 農業参入については、農林サイドで独自の支援策で対応しております。

(問) 指定の取り消しがあるが、助成金の返還はどうするのか。

(答) 助成条件をクリアして、1年後に助成する制度になっていますが、不測の事態が生じた場合は返還を求めます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第10号 玖珠町道の駅慈恩の滝くすの設置及び管理に関する条例の制定について

本案は、玖珠町道の駅慈恩の滝くす整備に伴い、条例を制定するものです。

主な質疑は次に掲載してあるとおりでございます。御一読願いたいと思います。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第11号 玖珠町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

本案は、町外から玖珠町へ移住を検討している者に対して、一定期間(1カ月以上1年以内)、玖珠町で生活を体験できる機会を提供するお試し住宅設置に伴い、条例を制定するものです。

主な質疑は次のとおりです。

(問) 家賃3万円は高いのではないか。

(答) 家賃の根拠は、光熱水費等(電気料約2万円、水道料3,000円、インターネット6,850円)合計29,850円であります。浄化槽の維持管理は町が行います。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第25号 豊後森機関庫公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、豊後森機関庫公園内の多目的ホール(機関庫ミュージアム)開設に伴い、使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

主な質疑は次のとおりです。

(問) 運営を委託したところが使用料を徴収するのか。

(答) 当分の間、町が直営で行い、維持管理費用がどのくらいが必要であるかなど、データをとり、来年度には指定管理に持っていきたいと思っています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第26号 玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、町営十五駄住宅集会所の老朽化に伴い、用途廃止を行うため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第28号 玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の別表に朝見自治公民館の記載漏れがあったため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第29号 椎茸原木病虫害対策事業費分担金賦課徴収条例の廃止について

本案は、平成3年度から平成7年度までの間に実施された椎茸原木病虫害対策事業の施行に要する費用に充てるための受益者から分担金の徴収をする条例について、事業完了に伴う条例廃止の手続を完了していなかったため、今回条例の廃止をするものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第31号 町道路線の認定について(その1)

本案は、県道菅原戸畑線改良工事の完成に伴い、玖珠町大字山浦字柳平618番6(起点)から玖珠町大字山浦字柳平618の28(終点)の延長131メートルを町道慈恩の滝線として認定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第32号 町道路線の認定について(その2)

本案は、玖珠町町道認定基準要綱の認定基準及び路線認定の要件に該当する農道を町道として認定するものです。認定路線は、小清原～梶野線ほか6路線で、総延長2万5,674メートルであります。

主な質疑は次のとおりです。

(問) 延長も長いが今後の維持管理はどうするのか。

(答) これまで、農道として町が燃料、機械借上げ料を負担して管理(草刈り等)を関係者にお願いをしてきました。今後も管理はお願いしていきたいと思っています。また、町道になれば、補助事業なども利用して舗装工事など大規模な整備もできるようになります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第33号 町道路線の廃止について

本案は、農道の町道移管に伴い、終点が変更したため、既存町道を一旦廃止するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 議案第34号 森まちなみ公園の指定管理者の指定について

本案は、森まちなみ公園の管理を行う指定管理者の指定が平成28年3月31日をもって満了するため、引き続き森地区まちづくり協定運営委員会に指定管理者の指定を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

14 議案第35号 玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について

本案は、玖珠町自治公民館の管理を行う指定管理者の指定が平成28年3月31日をもって満了するため、引き続き各自治公民館施設の所在する自治区の管理による指定管理者の指定を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

15 議案第36号 日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

本案は、日出生北部地区コミュニティーセンターの管理を行う指定管理者の指定を行うため、引き続き後泊自治区の管理による指定管理者の指定をするためのものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

16 議案第37号 日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

本案は、日出生南部地区コミュニティーセンターの管理を行う指定管理者の指定を行うため、引き続き長谷並びに小野原4の2自治区の管理による指定管理者の指定を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

17 陳情第3号 町道認定についての陳情書

本陳情は、玖珠町大字戸畑7081番地、下泊里自治委員、瀧石良己氏ほか地区民一同から提出されたものです。

陳情の要旨は、町道下泊里線から下泊里公民館を結ぶ集落内道100メートルを町道認定するものです。

審査の結果、本陳情は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設まちづくり常任委員会に付託を受けました議案20件、陳情1件について、審査の結果の報告を終わります。

○議長（秦 時雄君） 産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番宿利忠明君。

○8番（宿利忠明君） 8番宿利です。

今回、議案20件、陳情1件、非常にたくさんの付託があったんで、大変御苦勞なさったと思いますけれども、1点だけお尋ねいたします。

議案第11号、玖珠町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

これは、玖珠町外から玖珠町へ移住を検討している人に対して1カ月から1年間暮らしてもらって、玖珠町の環境、利便性を感じていただいて、将来永住をしていただくために設置する条例だと思っておりますが、そうした中でですねどのような人たちを対象にするのか、それからこの周知徹底はどうするのかというような議論はなされたんでしょうか、お尋ねいたします。

〔「もう1回言ってください、何と何」と呼ぶ者あり〕

○8 番（宿利忠明君） どのような、例えば退職者とか若い人とかそういう、対象にするものをある程度狙いというんですか、ターゲットを決めているのかとか、それからあと1件は周知、こんなお試し住宅を建てましたよというような、町外の方に周知をするための方法とかいうことにつきまして議論がなされたのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（秦 時雄君） 委員長藤本勝美君。

○産業建設まちづくり常任委員長（藤本勝美君） そのような質疑応答はやっていません。

○議長（秦 時雄君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員会委員長中川英則君。

○予算特別委員長（中川英則君） お疲れさまです。

予算特別委員会報告を行います。

平成28年第1回玖珠町定例会において、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案第45号から議案第51号までの7議案について、3月9日、10日の2日間、執行部出席のもと審査した結果を報告します。

予算特別委員会は、議長を除く全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略化をいたします。また、議長についてはオブザーバーとして参加していただいたことも御報告申し上げます。

付託された7議案は、平成28年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の当初予算であります。議案ごとに主管課長より予算概要の説明を受け、審査を行いました。

1 議案第45号 平成28年度玖珠町一般会計予算について

予算総額、歳入歳出それぞれ84億6,000万円であります。前年度比5億3,000万円の減であります。

（1）財源の構成比率、一般財源63.4%、特定財源36.6%。

（2）自主財源比率、自主財源29.5%、依存財源70.5%であります。

主な歳入歳出の前年度比増減理由につきましては、一読をお願いいたします。

この議案に対して賛成、反対討論がありましたので、御報告を申し上げます。

添付資料の5ページを開けていただきたいと思っております。5ページの下から3行目からあります。

この議案に対して、次の内容が議論をされました。

久留島記念館を情報発信基地として施設整備をしているが、議会に対して内容の説明不足ではないか。

この施設を地熱料理やスイーツの販売も含めて地元業者に説明をしたと言っているが、その説明会に数店しか来ていない状況で進めようとしているのではないか。

地域おこし協力隊の人数や人件費が曖昧ではないか。

このような予算編成は認めることはできない。町民に対して申しわけが立たない。

地域おこし協力隊は町の活性化と人材の確保につながるので、進めていく必要があるのではないかと。以上のような賛成討論、反対討論がなされました。

審査の結果、本案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

2 議案第46号 平成28年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
予算総額、歳入歳出それぞれ3億8万2,000円であります。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第47号 平成28年度玖珠町簡易水道特別会計予算について
予算総額、歳入歳出それぞれ1億2,526万8,000円であります。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第48号 平成28年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について
予算総額、歳入歳出それぞれ28億375万3,000円であります。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第49号 平成28年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について
予算総額、歳入歳出それぞれ21億4,370万円あります。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第50号 平成28年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について
予算総額、歳入歳出それぞれ2億49万6,000円あります。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第51号 平成28年度玖珠町水道事業会計予算について
予算総額、収入2億357万4,000円、支出1億8,476万9,000円あります。

審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に審査の付託を受けました議案7件の審査結果の報告を終わります。

なお、平成28年度予算審議に当たって、予算特別委員会から出されたさまざまな質疑・意見・要望について別紙添付していますので、これを真摯に受けとめ、予算の執行の反映されるように申し添えます。

○議長（秦 時雄君） 予算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

予算特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第7 討論

○議 長（秦 時雄君） 日程第 7、これより討論を行います。

お諮りします。

議案第52号から議案第60号の 9 議案については人事案件であります。議案の性格上、討論を省略したいと思いますが、異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第60号の 9 議案については、討論を省略することに決定しました。

議案第 2 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 議案第 3 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 議案第 4 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 議案第 5 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 議案第 6 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 議案第 7 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（秦 時雄君） 議案第 8 号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第9号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第14号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 議案第16号に対する反対意見の発言はありませんか。
（な し）
- 議 長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。
（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤俊幸です。

先ほど、総務常任委員会の中で高田議員より質問がありましたけれど、私は議案第17号の特別職の報酬を減額することに対し、次の2点から反対の意見を述べます。

1点目は、行財政改革の一環として特別職の報酬を減額するとさらっと言われておりますけれども、行財政改革上なぜ減額しなければならないのか、減額する背景と1年とした理由がわかりません。私は、総人件費というのは抑制すべきですけれども、行財政改革と処遇は別次元の問題と考えております。すなわち、行財政改革は行財政改革として捉え、処遇は人事院の勧告や他の市町村の水準並びに地域の水準を勘案して判断すべきと考えます。

特別職の報酬は、他の市町村と比較して高いのでしょうか。他の市町村の水準より高いのであれば、減額するという理由から理解できますけれども、行財政改革の一環として減額するというのは納得できません。

中曽根総理の官房長官を務め、かみそりの異名をとった後藤田正晴氏は、「政治とは何か」という本の中で部下に次のような話をしています。

「行政というのは行政府のためにあるのではない。いわんや、行政府の職員のための行政ではない。国民のための行政なんです。もう少し簡素で効率的な役所にしなければ、国民は納税者ですから相すまないと思う。しかし、処遇とは別問題なんです。全体の総人件費は圧縮しなければならないけれど、個々の処遇はよくしなければならない。簡素で効率的な政府をつくり、そしてそこにいる職員には、それにふさわしい処遇をすることは基本であろうかと思えます」と書かれており、行財政改革と処遇は別だと言われております。

2点目ですけれども、行財政改革の一環というならば、特別職の報酬を安易に減額するというのではなく、行財政改革を問題にすべきではないでしょうか。これまで行財政改革に取り組んでいるようですが、どのように推移しているのかわかりません。行財政改革プランが目標どおりに推移し、総経費の削減が図られているのならば、本議案というのは上程される由もなく、裏を返せば行財政改革は順調に推移をしていないからではないでしょうか。

私は、特別職の報酬を減額するより行財政改革にメスを入れ、総経費の減額に総力を結集することこそ、本来とるべき選択肢だと考えます。

これまで行政を見てきて、時間の無駄、経費の無駄、多々感じます。組織のあるところには必ず無駄が発生し、行財政改革は永遠の課題です。行財政改革の目標を達成するためには、上から押しつけるのではなく、職員一人一人が使命感に燃え、主体的に目標を持って達成に向け知恵を出し、汗を流さなければ真の改革は進まず、組織の力はつきません。

一般論ですが、改革が計画どおりに進まない要因は、計画が甘い、全員の共通目標になっていない、意識が低い、展開がまずい等いろいろ要因が考えられますけれども、課題や問題を解決するためには

手法があります。進め方があります。全員がなぜうまくいかないのか、要因にメスを入れ、真の原因を追求し、対策を講じ、歯どめをかけ、PDCAの管理サイクルを回すことが成果と組織の強化につながると考えます。

私は、行財政改革と民間企業における合理化は全く同じだと考えます。民間は、もうからない製品はすぐやめられるけれども、行政サービスはやめたくてもやめられないという方がいますが、それは大きな間違いです。一旦世に出した製品は、値引きや材料費、労務費の高騰で赤字になっても、15年、20年と保証期間が義務づけられており、簡単にやめることはできません。そういう場合どうするかというと、赤字製品と互換性を持った付加価値のある製品開発に知恵を絞り、やめられない赤字製品を統合することで赤字の解決に努めます。

行政においても、やめられない仕事と共通する仕事があるはずだし、統合したり同時作業することでサービスの質を低下させることなく効率化が図れるものと考えます。また、改革の努力をしてもしなくても処遇に関係がないから他人任せになったり、インセンティブがつかないから言われたことしかやらないと考えている方がいたら、もう一度、後藤田さんが言われる公務員の本分を振り返っていただきたいと思います。

以上、長くなりましたけれども、特別職の報酬減額に対する真の理由が不明であることと、報酬の減額より行財政改革にメスを入れることが重要であると申し上げ、本議案に対する反対の弁といたします。議員各位におかれましても、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（秦 時雄君） 同じく、議案第17号に対する賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第17号の討論を終了します。

議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 議席番号3番小幡です。

議案第20号に対して、反対の立場で討論に参加をします。

「ななつ星」や「或る列車」がまた停車するようになり、駐車場の利用者がふえるため、駐車時間の変更が提案理由として上程されましたが、無料時間の変更について商店街の方々に聞き取りをした

ところ、時間変更等の話は周知できておらず、また聞き取りをする中で、30分以内の無料ではなく60分以内の無料にしてほしいとの意見もあり、無料時間に対しても納得がされていないと判断いたしました。

公営駐車場としての運営のあり方等を考えたとき、商店街並びにJR利用者が納得のいく時間の再考が必要と考えられるので、本議案については反対をいたします。

○議長（秦 時雄君） 同じく、議案第20号に対する賛成意見の発言はありませんか。

2番大野元秀君。

○2番（大野元秀君） 議席番号2番大野元秀です。

議案第20号、玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加します。

この駐車場設置条例は、もともと豊後森駅利用者と駅周辺商店街利用者の利便を図ることを目的として平成12年に設置されたと聞いております。十年一昔と申しますが、平成12年といえば16年前、その後、豊後森駅を取り巻く環境も随分変化してまいりました。とりわけ、水戸岡氏の御指導を仰ぎながらのまちづくり、駅舎の改築、機関庫の保存と各種イベントの開催等々、町外からの見学、来訪者もふえ、町外の方々の駐車場利用も年々増加しております。

駐車場の運営管理も新しい状況に対応すべきであること、収益性のある公益施設は積極的に収益を追求し、財源の確保に努めるべきであること、これが私が本案議案に賛成の理由であります。

商店街を御利用、買い物の方々には従来どおり2時間の無料券があることから、何ら支障はないばかりか、無料時間の短縮で、むしろ買い物、飲食のお客様は増加するものと考えられます。

以上、議案第20号、玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に対する賛成の討論といたします。

○議長（秦 時雄君） 同じく、議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

議案第20号、玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の討論を申し上げます。

執行部のほうから、この件につきまして、住民の方、商店街の方に詳しく説明をしてきたという話を聞いております。しかし、実際は、そういうような説明会は行われていません。そしてまた、今議会で決まるから来月4月1日より値上げに入るということを、議会決定前から住民の方にお話しております。議会が終わる前にそういうことを発言されるのはおかしいことではないかなと思っております。

また、今度、新中学校が森高の跡地に行きます。そのときに、メルサンホールの駐車場の西側の入り口を進入路としてつくります。そうしたときに、メルサンホールの駐車場がかなり狭くなります。また、今機関庫のほうも整備が進められており、これから先は踏切の中には駐車できないという状態

になると思います。踏切手前の駐車につきましては、観光バスが来たときのためにあけておいてくれ
ということで、あそこも使われません。そうしたときには、駅前の駐車場しかなくなります。

皆さん方がよく御存じだと思いますけれども、メルサンホール等で今いろんなイベント等があります。
そのとき、車の置き場はどうされていますか。機関庫内、それから森高のグラウンド、そういうところへ持って行って車を置かせてもらっております。しかしこれが、新中学校ができることにより、そこへの駐車はできなくなります。そして、そうなったときに、イベントするたびに、じゃ、豊後森駅の駐車場を使うことになる。講演会等があって、2時間、3時間のメルサンホールでの講演とかいろんな行事があったときに、ある方はお金を払って講演を聞かなければならない、そういう状態が起こると思います。こういうような、総合的な駐車場計画を決められないまま、青写真ができないまま駐車料金だけを値上げするというのは、全くおかしい話だと思っております。

そういうことで、私はこの第20号に対して反対の意見を申し上げます。

以上です。

○議長（秦 時雄君） 同じく、議案第20号に対する賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第20号の討論を終了します。

議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第24号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第25号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（秦 時雄君） 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第34号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第35号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第37号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第39号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第45号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第46号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第47号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第48号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第49号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第50号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第51号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 議案第61号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 次に、陳情第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (秦 時雄君) 以上で討論を終わります。

日程第8 採決

○議 長 (秦 時雄君) 日程第8、これより採決を行います。

議案第2号、玖珠町過疎地域自立促進計画の策定について、委員長報告は原案のとおり可決です。
委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長 (秦 時雄君) 着席ください。起立全員です。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、辺地(日出生辺地)に係る総合整備計画の策定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長 (秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、辺地(片草辺地)に係る総合整備計画の策定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、辺地(大野原辺地)に係る総合整備計画の策定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、辺地(鏡辺地)に係る総合整備計画の策定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、辺地(古後辺地)に係る総合整備計画の策定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、玖珠町行政不服審査会条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、玖珠町企業立地促進条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第9号について、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、玖珠町道の駅慈恩の滝くすの設置及び管理に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、玖珠町お試し暮らし住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、委員長

報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、玖珠町職員の分限に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（秦 時雄君） 起立多数です。着席ください。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、玖珠町職員の給与に関する条例等の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（秦 時雄君） 起立多数です。着席ください。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、玖珠町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（秦 時雄君） 起立少数です。着席ください。

よって、議案第20号は、原案について否決することに決しました。

次に、議案第22号、玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第22号について、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、玖珠町手数料条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、玖珠町使用料条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（秦 時雄君） 起立多数です。着席ください。

よって、議案第24号について、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、豊後森機関庫公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、玖珠町立幼稚園の保育料徴収条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、椎茸原木病虫害対策事業費分担金賦課徴収条例の廃止について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業玖珠町健康ウォーク推進事業活動量計購入契約について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号、町道路線の認定について(その1)について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、町道路線の認定について（その2）について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号、町道路線の廃止について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号、森まちなみ公園の指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第34号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第35号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号、日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第36号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第37号、日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第37号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第39号、玖珠町と日田市との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第39号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号、平成28年度玖珠町一般会計予算について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（秦 時雄君） 起立多数です。着席ください。

よって、議案第45号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第46号から議案第51号までの6議案は、平成28年度特別会計及び水道事業会計の予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

議案第46号から議案第51号までの6議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第46号から議案第51号までの6議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次にまいります。

議案第52号は、玖珠町監査委員の選任同意であります。本案は、11番高田修治君の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、11番高田修治君の退席を求めます。

（高田修治君退席）

○議長（秦 時雄君） 次に、議案第52号、玖珠町監査委員の選任について、原案のとおり同意される方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。着席ください。

よって、議案第52号については、原案のとおり同意することに決しました。

11番高田修治君の入席を求めます。

（高田修治君着席）

○議長（秦 時雄君） お諮りします。

議案第53号から議案第59号の7議案は、玖珠町農業委員会の委員の任命についてです。これを一括して採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第59号までの7議案は、一括して採決することに決しました。

原案のとおり同意される方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第53号から議案第59号までの7議案は、同意することに決しました。

次に、議案第60号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案のとおり同意される方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第60号については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第61号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算(第7号)について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

議案第61号について、原案のとおり賛成される方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、常任委員会に審査の付託を行いました陳情1件について採決を行います。

陳情第3号、町道認定についての陳情書についてであります。委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。着席ください。

よって、陳情第3号は、採択することに決しました。

日程第9 議員派遣について

○議長(秦 時雄君) 日程第9、議員派遣について議題といたします。

今定例会より6月定例会まで、別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 時雄君) 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第10 委員会の継続審査の付託について

○議長（秦 時雄君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りいたします。

委員会の閉会中の継続審査の付託について、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長から、委員会所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありましたので、これを議題といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中にそれぞれの委員会が所管事務について継続審査を行うことにいたしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会並びに中学校統合特別委員会の委員長から申し出のとおり、閉会中においても所管の事務について継続審査を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 平成28年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、諸般の報告を4件させていただきます。

最初は、新中学校の開校推進に関することとさせていただきます。

1月5日から2月5日にかけて、新中学校の校名の公募を行いました。応募総数925点でしたが、選定の基準を基本コンセプトの「夢・絆・志をともに育む学校」をもとにして、新中学校開校推進協議会、開校準備部会で絞り込みを行いました。最終的には16点が3月9日の新中学校開校推進協議会に報告され、会員の投票により塚脇地区在住の赤峰忠芳さんの応募「くす星翔中学校」が最終案となり、3月16日の定例教育委員会で承認され、新中学校の校名として決定いたしました。

星翔は星という字とですね、とぶって言いますか、かける、しょうって言う、読まれますけど、と書きます。応募者の赤峰さんは、玖珠町の澄んだ空、満天の星のイメージとこれから成長していく中学生の飛躍を期してとの思いで応募されています。また、星は、いにしえの人がその位置を見て、自分のこれから向かう方向を確認したと言われております。玖珠の子供たちが、自分の夢に向かって迷わず進み、大きく羽ばたいてほしいという保護者や地域の願いも込められていると思えます。

教育委員会では、今後この校名をもとに、校歌や校章、校旗などを決定することになっております。御報告申し上げます。

続いて、町民の日でございますが、今月の5日に町民の日記念式典を行いました。町政功労者表彰の後、フリーキャスター堀尾正明氏の御講演をいただき、温かい雰囲気の中で終了することができました。

また、12日は男女共同参画フォーラム in くすが大分県地域婦人団体連合会との共同で開催され、県下各地からの参加者もある中、東京工業大学教授上田紀行先生の興味深い御講演をいただき、大変有意義なフォーラムだったと思います。

最後に、玖珠町公式フェイスブックの開設について申し上げます。

玖珠町公式フェイスブックの4月1日開設に向けて、現在準備を進めております。フェイスブックは、インターネット上における情報発信ツールとして、多くの地方自治体において情報発信強化のため活用が進んでおり、本町におきましても取り組みを進めることにいたしました。今後は、住民の方々とのコミュニケーションを大切にするとともに、情報発信を活発に行って、フェイスブックの特徴であるスピード性、リアルタイム性及び情報の拡散性を活かして、より効果的な情報発信に取り組んでまいりたいと考えています。

さて、今定例会は、去る3日から本日までの23日間の日程でございました。議員の皆様には、年度末の公私ともお忙しい中にもかかわらず御出席いただき、初日より御提案申し上げました専決処分案件1件、計画策定案件6件、条例制定案件5件、条例一部改正案件16件、条例廃止案件1件、物品購入契約案件1件、町道路線認定案件2件、町道路線廃止案件1件、指定管理者の指定案件4件、規約の変更案件1件、事務委託に関する協議案件1件、補正予算案件5件、新年度予算案件7件の計51件、さらに本日追加提案いたしました人事案件9件、補正予算案件1件の計10議案、合計61議案につきまして慎重な御審議を賜り、1の案件を除きまして御承認いただきました。ありがとうございます。

また、予算特別委員会や各常任委員会などの審議におきまして、議員各位から本町のまちづくりに対する多くの貴重な御意見をいただきました。これに対し、重ねてお礼申し上げます。いただいた御意見、御提言につきましては、今後の新年度町政運営に活かしてまいりたいと考えております。

季節は確実に春へと動いております。三寒四温の時期であり、季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては体調管理に御留意され、町政発展のためますます御尽力、御協力賜りますよう改めてお願い申し上げます。平成28年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（秦 時雄君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成28年第1回定例会は、去る3月3日開会以来本日まで23日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても終始極めて真剣な御審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことを感謝申し上げます。加えて、議会運営に御協力をいただき、感謝を申し上げます。

なお、今議会におきまして議員から出されましたさまざまな質疑、意見・要望については、これらを真摯に受けとめ、執行に反映させていただきたいと思っております。

特に、国が支援する地方創生による地元経済の活性化や地元業者の育成、子育て支援など、特段の

配慮をされるよう議会として申し添えておきます。

また、この3月31日付をもちまして定年を迎えられます職員の皆様、また今季で退職されます職員の皆様には、長きにわたり町政発展のため御尽力をいただき、議会を代表いたしまして御礼を申し上げます。長い間お疲れさまでした。今後の人生は、健康に留意されまして、培われました経験を活かし、まちづくりに格段の御協力をお願い申し上げます。

さて、議員14名体制となり、1年が経過しようとしております。削減により、町民の皆様の御意見、御要望を十分に議会に反映できたか心配するところではありますが、これからも皆様の声を町政に反映させ、よりよい玖珠町を目指し、全議員で取り組んでまいりたいと思うところです。

これからもよりよい玖珠町を目指し、ともに頑張りたいと思うところです。

これをもちまして、平成28年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後0時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年3月25日

玖 珠 町 議 会 議 長 秦 時 雄

署 名 議 員 中 尾 拓

署 名 議 員 石 井 龍 文